

メンター制度試行結果報告

1 試行期間

平成 27 年 1 月～平成 28 年 3 月

2 試行対象団体（メンター受入団体）

3 団体（補助金（特非）コス援護会、
負担金 二子山山系自然保護協議会、
（特非）湘南 DV サポートセンター）

3 メンター派遣団体

一般社団法人 ソーシャルコーディネートかながわ

4 試行結果

(1)（特非）コス援護会

3 回面談し、藤枝氏と坂口氏から指導を受けた。

- ・事実上、理事長一人で団体の事務処理を行っていたため、理事長の負担が大きく、経理事務の一部を、団体の支援者にサポートしてもらう方法など組織運営全般について助言。

メンター受入れ前の課題	メンター受入れ後の変化
<ul style="list-style-type: none"> ・組織のマネジメントに課題 理事長が一人で経理事務を含む事務処理を全て行い、団体のメンバーはコスプレイベントの実施のみに集中していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の分担、運営体制について団体内で議論し、経理事務を理事長から専任の担当者に移す。 ・定期的に行っていなかった理事会を毎月実施し、事業の進捗管理、経理事務の監査を行っている。 ・外部のメンターを外圧として活用して、それまで必要性を感じながらできていなかった団体の変化を起こした。

(2) 二子山山系自然保護協議会

1 回面談し、手塚氏から会員獲得（とくに若い世代）の具体的な方法や活動計画についてアドバイス

メンター受入れ前の課題	メンター受入れ後の変化
・理事の高齢化、若者の受入れに課題	・当初、若い世代の会員の獲得が団体の課題と思っていたが、面談の結果、理事会の主要メンバーの絶対数の不足が真の喫緊の短期的課題であることに気付き、現状の参加者の中から、新理事を発掘することとなった。

(3) (特非) 湘南 DV サポートセンター

1 回面談し、手塚氏と社会保険労務士の渡辺氏から労務管理の知識を指導

メンター受入れ前の課題	メンター受入れ後の変化
労務管理の知識が不足してスタッフを社会保険に加入させるかどうかの判断ができない。	団体からの報告「団体のスタッフとして勤務している者を法人として雇用し、社会保険に加入させることの可能性とその金額、および手続きについて、概算数字を算出してもらい、手続きに関しても情報提供を受けることができました。法律的、行政的なルールを教えていただき、今後の団体に増えて行くであろうスタッフの雇用について知識を得ることができ、助かりました。」

5 成果と課題

・メンター受入れ側の成果

メンターが団体の活動現場に実際に赴くことで、団体の多数の主要メンバーが話しをメンターにすることができるため、アドバイザー相談のように、団体の代表者1名とのヒアリングと違い、団体は解決すべき課題について正確に伝えることができ、メンターから団体に最適な解決策について聞くことができた。

特にコス援護会はメンターによる指導の結果、会計事務を理事長から別の者に担当させることになり、理事会を経て実施に至った。それまで開いていなかった理事会を平成27年度は毎月開催し、事業の進捗管理、経理事務の監査を行い、組織のマネジメントが向上している。団体はメンターを外圧として活用し、長年の懸案事項であり自発的に解決できない運営体制の改革というきっかけにできたという効果があった。

・メンター派遣側の成果

中間支援組織がもつ専門性やノウハウ、他のサポート資源とのネットワークを活かすことができ、相談事業の経験を活かすことができた。

・試行結果判明したこと

派遣前の団体のニーズとのマッチングに十分な時間を掛ける必要性が判明した。事前のお見合いの時間を十分に取り、本当に解決すべき課題は何なのかを確認し、最適なメンターを選考する必要がある。

派遣期間は通年である必要はなく、団体の負担もあるため、解決すべき団体運営上の課題に応じ柔軟な運用が必要であることが判明した。

メンター制度の運用開始について

メンター制度の試行結果を踏まえ、判明した課題に対する解決策を制度に反映し、平成28年4月から運用を開始する。

※メンター制度とは支援対象のNPOに対して特定の専門家が、一定期間、団体に「寄り添い」、助言する形態

1 メンター受入団体

基金21の継続団体（2年目以降の団体。1年目の団体は対象外）で運営基盤強化にメンターの派遣を希望する団体

2 メンター派遣団体

基金21のボランティア団体成長支援事業を過去に受託した中間支援組織の中からかながわ県民活動サポートセンター基金事業課が最適な団体を選考する。団体からボランティア団体成長支援事業受託団体以外の団体等からのメンター派遣の希望があった場合には、個別に基金事業課と協議する。

3 メンターの業務

メンター派遣期間中、月に最低1回はNPOの現場に赴き助言を行う。メール・電話による助言は、メンター派遣期間中随時行なう。

4 メンターの経費

メンターに対する謝金は月額3万円。旅費は別途支給。

5 メンター経費の交付

メンター受入団体からの事業計画書の変更申請に基づきメンター経費分を協働事業負担金、補助金に増額する。

6 メンターの派遣期間

1ヶ月～4ヶ月程度（解決したい課題の程度により判断する。）

7 メンター受入れ団体の募集

毎年4月に開催する事務説明会でメンター派遣を希望する団体を募集する。

8 メンターのマッチング

かながわ県民活動サポートセンター基金事業課がメンター受入希望団体からヒアリングを行い、メンター派遣団体の候補を選考し、メンター受入希望団体とメンター派遣団体のお見合いを実施し、両者の合意成立後、メンターを派遣する。

9 メンター派遣の実績報告

メンター派遣終了後、メンター受入団体とメンター派遣団体から実績報告を受け、審査会に報告する。